

# 器具、容器包装の製造・加工業者の皆様へ

## 1. 届出対象

食品衛生法の一部改正により「営業届出制度」が創設され、営業（要許可業種と届出が不要な業種を除く。）を営もうとする場合は、営業所の名称、所在地及び営業の種類などについて、都道府県知事等に届け出ることになりました。

届出が必要な業種については、厚生労働省通知\*1に該当業種（29業種）が示されており、**器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）**も、届出の対象となっています。\*1「営業届出業種の設定について」（令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号）

**器具**：飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

（例） コップ、茶わん、はし、スプーン、包丁、まな板、製造機械類、運搬具 等

**容器包装**：食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

（例） 箱、袋、包装紙 等

岐阜市内に製造所がある場合は、岐阜市保健所食品衛生課が手続き先となります。なお、厚生労働省「食品衛生申請等システム」(<https://ifas.mhlw.go.jp/about.htm>)を利用したオンラインでの手続きも可能です。

## 2. 製造管理

合成樹脂の器具・容器包装製造事業者は、その製造において、**一般衛生管理**（人員、施設・設備、記録等）及び**適正製造管理 GMP**\*2（トレーサビリティ、安全な製品の設計と品質確認）の**基準を遵守**する必要があります。【食品衛生法施行規則第66条の5】

その他の届出業種に適用される食品衛生責任者等の選任や HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理は対象外となります。

\*2：適正製造規範（Good Manufacturing Practice）。HACCP は微生物汚染防止を主とし、GMP は製造工程の管理により均一な製品の製造を主としている。

## 3. 事業所間の情報伝達

合成樹脂の器具・容器包装の**販売・製造・輸入事業者**は、販売先に対して製品並びにその原材料が**ポジティブリスト制度**\*3 に適合していることの**情報伝達が義務化**されました（製品のカタログにその旨を記載するなど）。【食品衛生法施行規則第66条の6】

\*3：安全性を評価した物質（使用を認める物質）を収載したリスト（ポジティブリスト）を作成し、使用を認めた物質以外は原則使用を禁止するという規制の仕組み。